

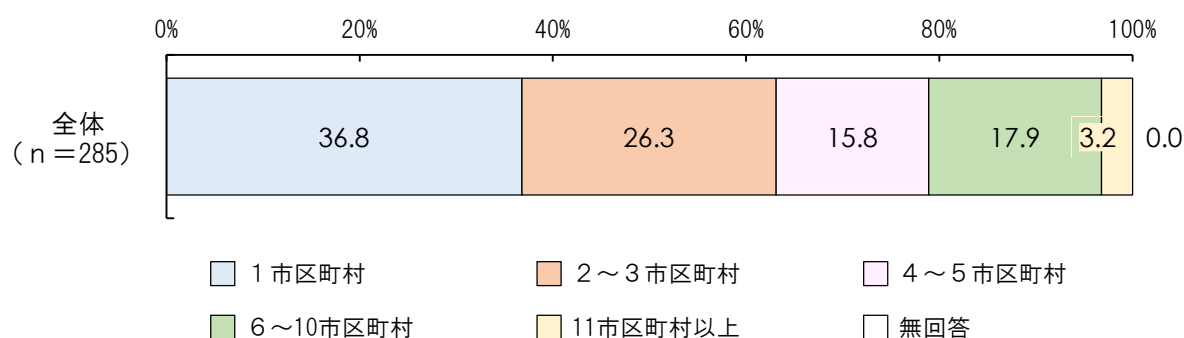
保健所の体制整備、機能強化に関する 全国保健所調査 調査結果

(最終集計 285 サンプル、回収率 60.8%)

貴保健所の概要

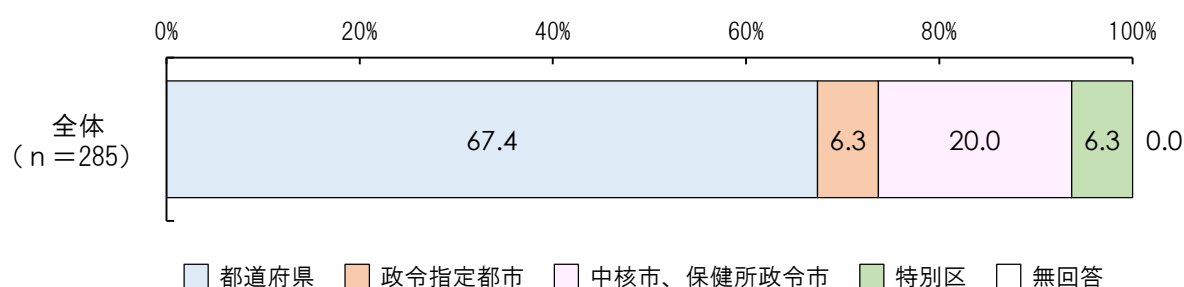
※Q1 保健所名、Q2 所在地（都道府県）についてはグラフ等を割愛します。

Q3 所管市町村数



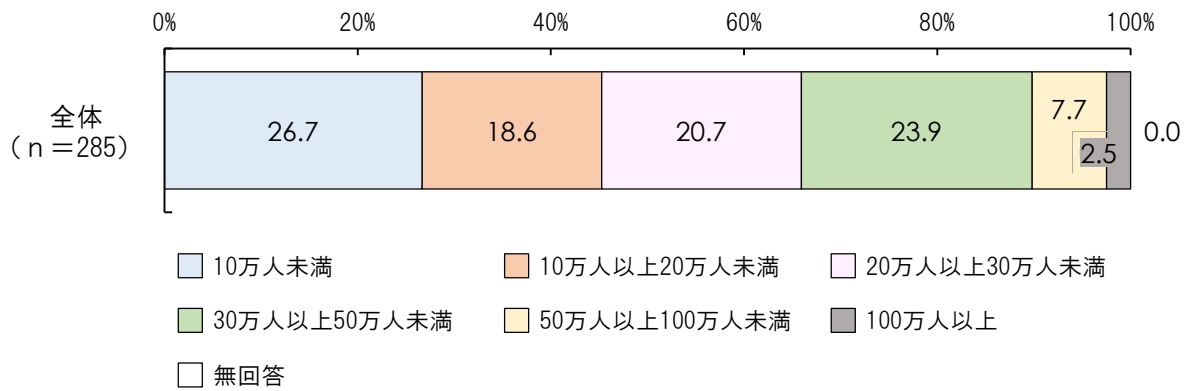
「1 市区町村」が 36.8%と最も多く、次いで「2～3 市区町村」が 26.3%、「6～10 市区町村」が 17.9%などとなっています。

Q4 設置主体



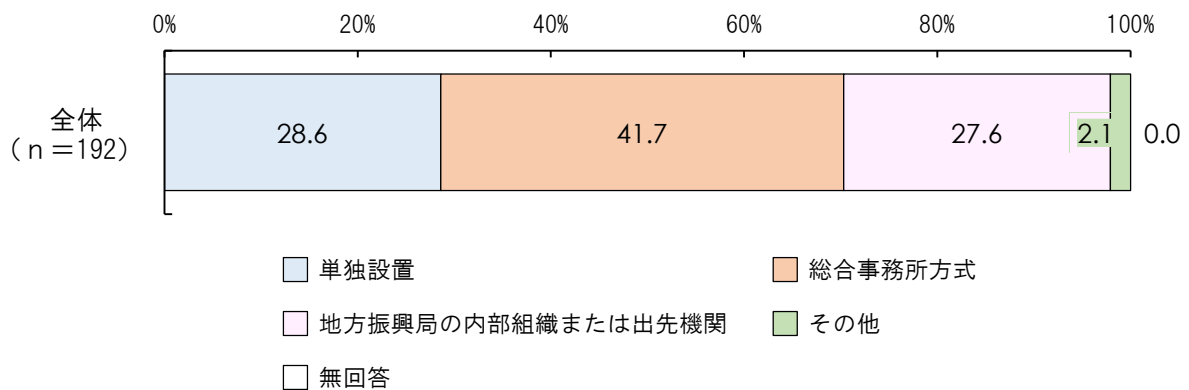
「都道府県」が 67.4%と最も多く、次いで「中核市、保健所政令市」が 20.0%、「政令指定都市」、「特別区」がそれぞれ 6.3%となっています。

Q 5 管内人口



「10万人未満」が26.7%と最も多く、次いで「30万人以上50万人未満」が23.9%、「20万人以上30万人未満」が20.7%などとなっています。

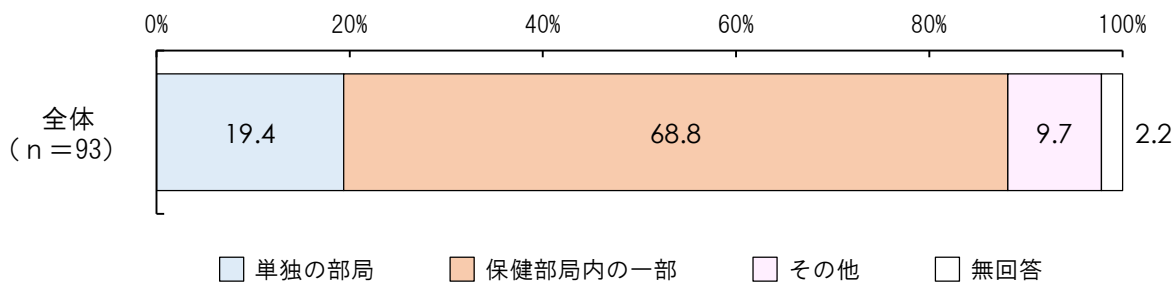
Q 6 保健所の行政組織上の位置づけについてお答えください。【県型保健所のみ】



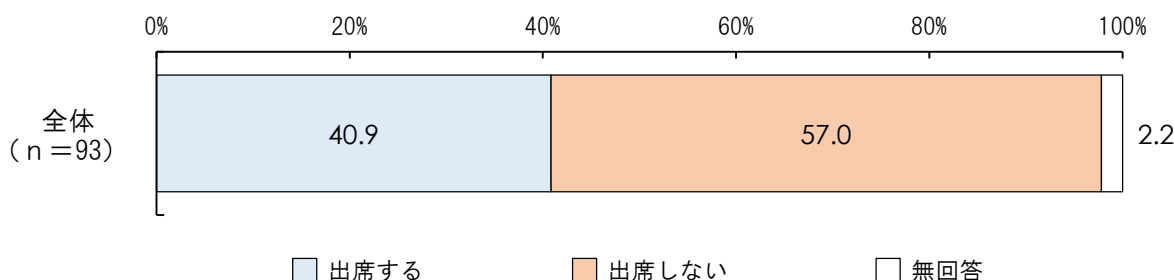
「総合事務所方式」が41.7%と最も多く、次いで「単独設置」が28.6%、「地方振興局の内部組織または出先機関」が27.6%などとなっています。

Q 7 保健所の位置づけについてお答えください。【保健所設置市・特別区のみ】

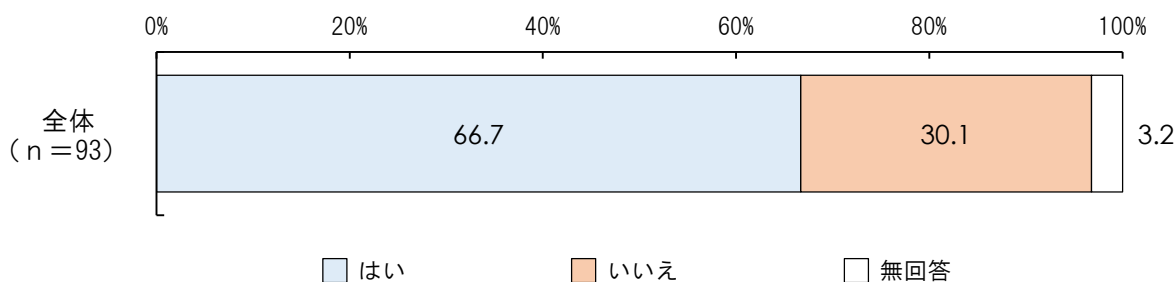
①保健所の行政組織上の位置づけ



②保健所長は議会の本会議に理事者として出席しますか。(＊危機管理時等必要時のみの出席は除く)



③保健所長は、所属長として職員の人事評価者となっていますか。



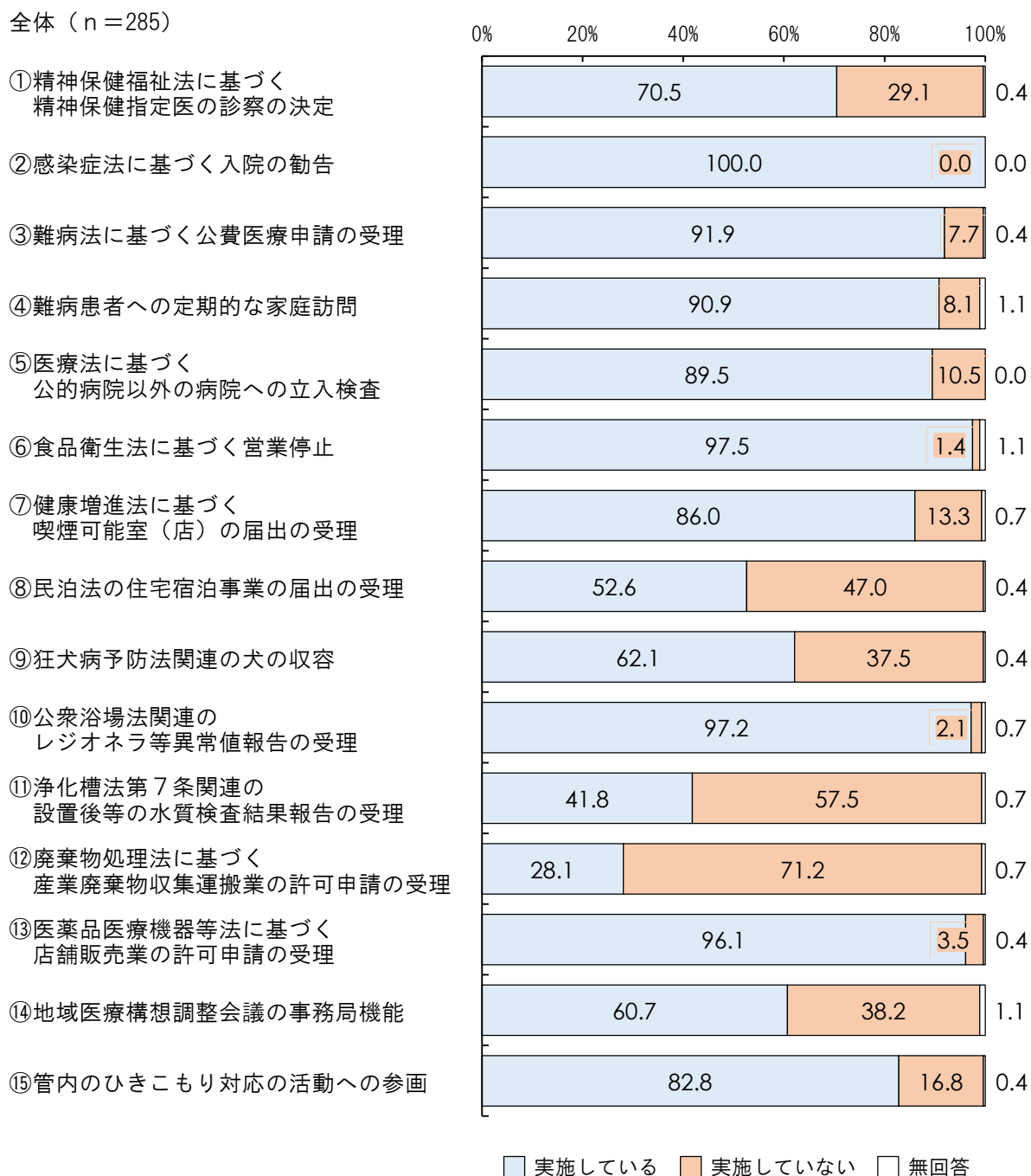
①保健所の行政組織上の位置づけは、「保健部局内の一部」が68.8%と最も多く、次いで「単独の部局」が19.4%、「その他」が9.7%となっています。

②保健所長は議会の本会議に理事者として出席しているかは、「出席する」が40.9%、「出席しない」が57.0%となっています。

③保健所長は、所属長として職員の人事評価者となっているかは、「はい」が66.7%、「いいえ」が30.1%となっています。

A 保健活動関係

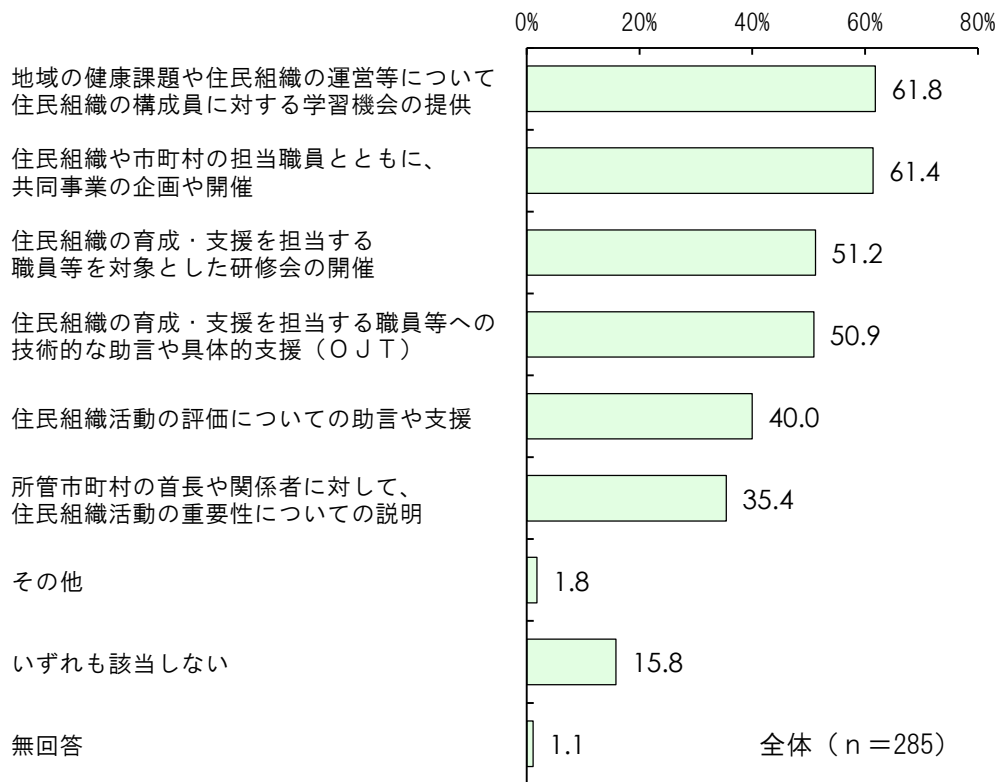
Q 1 次の業務を貴保健所です実施していますか。法に基づく対応のうち限定した業務をお伺いします。



「実施している」が9割を超えているのは6項目、8割を超えているのは9項目と、比較的「実施している」項目が多くなっています。一方で、⑧民泊法の住宅宿泊事業の届出の受理、⑨狂犬病予防法関連の犬の収容、⑪浄化槽法第7条関連の設置後等の水質検査結果報告の受理、⑫廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可申請の受理、⑭地域医療構想調整会議の事務局機能は「実施している」が7割未満と少なく、特に⑫廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可申請の受理は28.1%と一段と少なくなっています。

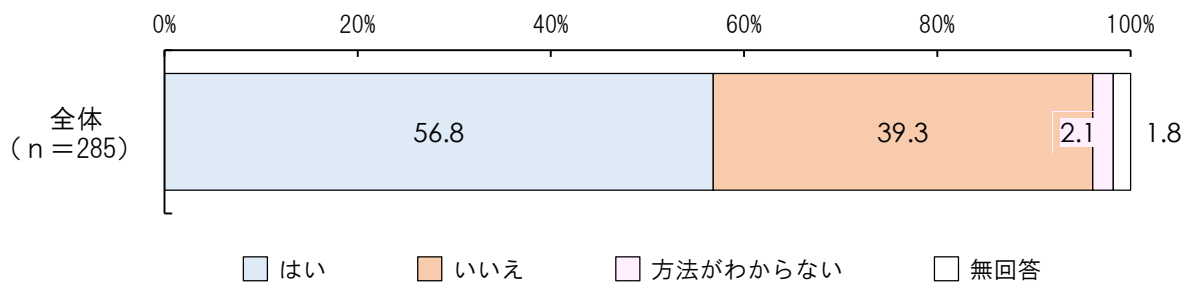
Q 2 ソーシャルキャピタルに関して、貴保健所は次のことをしていますか。

(複数回答可)



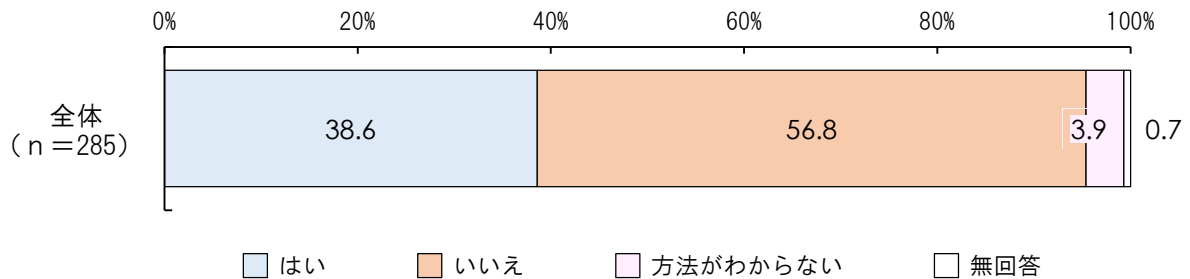
「地域の健康課題や住民組織の運営等について住民組織の構成員に対する学習機会の提供」が61.8%と最も多く、次いで「住民組織や市町村の担当職員とともに、共同事業の企画や開催」が61.4%、「住民組織の育成・支援を担当する職員等を対象とした研修会の開催」が51.2%などとなっています。

Q 3 貴保健所では健康格差の縮小を意図した活動を実施していますか。



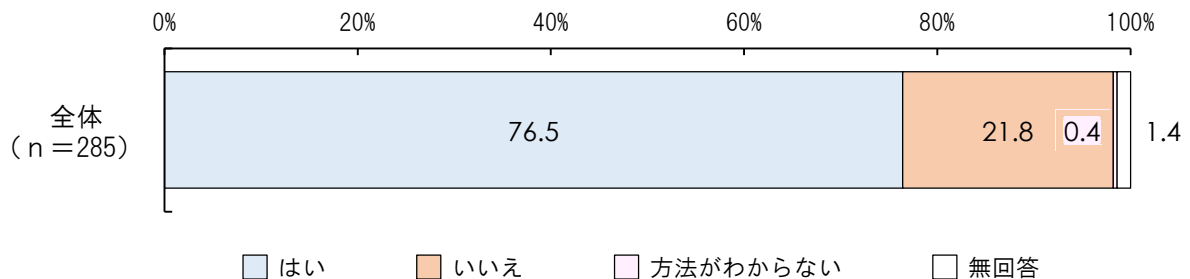
「はい」が56.8%と最も多く、次いで「いいえ」が39.3%、「方法がわからない」が2.1%となっています。

Q 4 貴保健所ではナッジ理論の活用による個人の行動変容促進に向けた取り組みをしていますか。



「いいえ」が56.8%と最も多く、次いで「はい」が38.6%、「方法がわからない」が3.9%となっています。

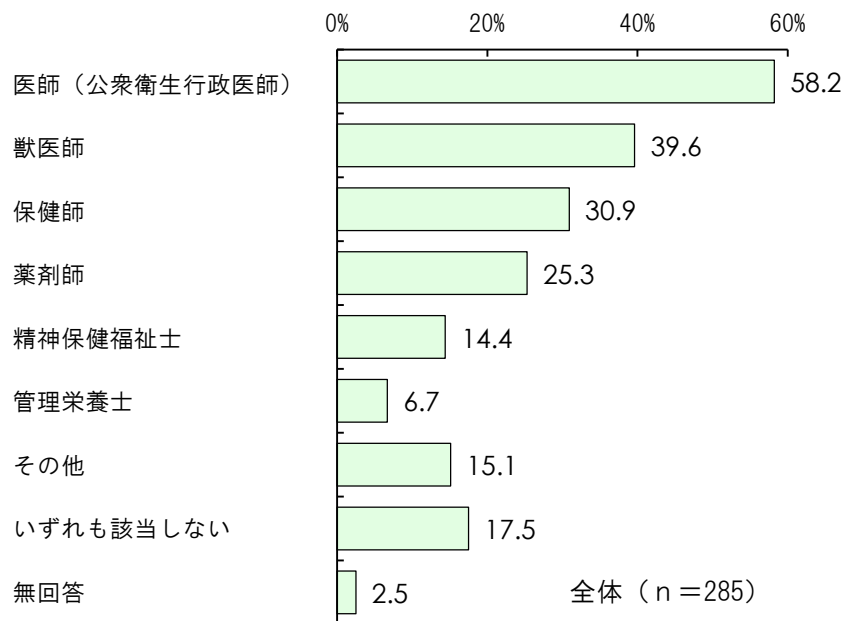
Q 5 貴保健所は他機関（関係機関や、所管市町村（都道府県型保健所の場合）等）に対して地域の保健医療福祉関連事業に関するコンサルティング機能（調整や助言）を発揮していますか。



「はい」が76.5%と最も多く、次いで「いいえ」が21.8%、「方法がわからない」が0.4%となっています。

人材確保について

Q 6 貴自治体において行政職員が定数的に定数確保できない地域保健関係の専門職種はありますか。（複数回答可）

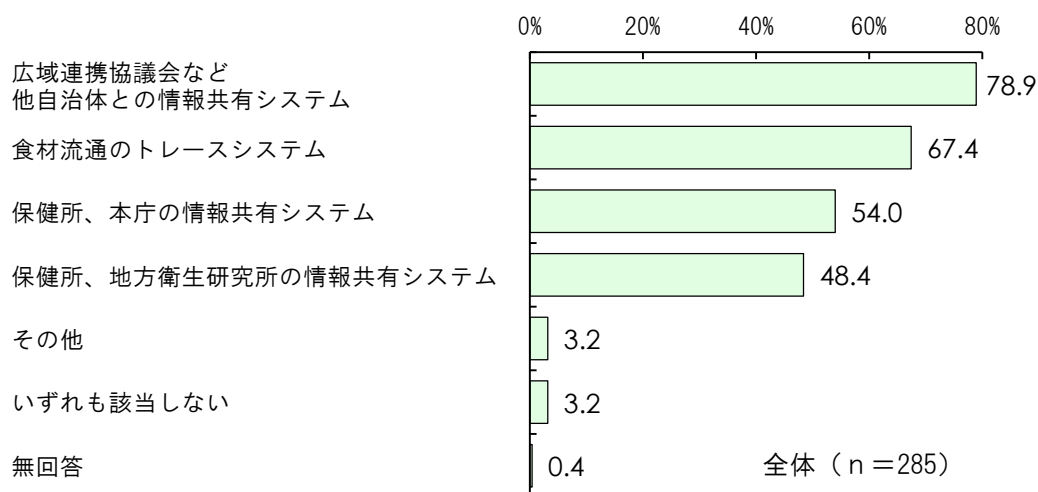


「医師（公衆衛生行政医師）」が 58.2%と最も多く、次いで「獣医師」が 39.6%、「保健師」が 30.9%などとなっています。

B 食品衛生・環境衛生関係

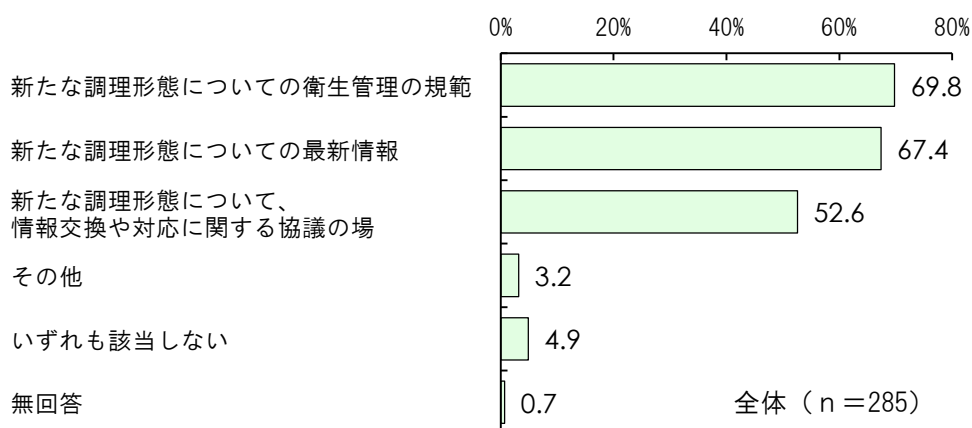
食品安全対策について

Q 1 広域食中毒への対応について必要と思われることは何ですか。（複数回答可）



「広域連携協議会など他自治体との情報共有システム」が78.9%と最も多く、次いで「食材流通のトレースシステム」が67.4%、「保健所、本庁の情報共有システム」が54.0%などとなっています。

Q 2 新たな調理形態（クックチルドなど）への対応について必要と思われることは何ですか。（複数回答可）

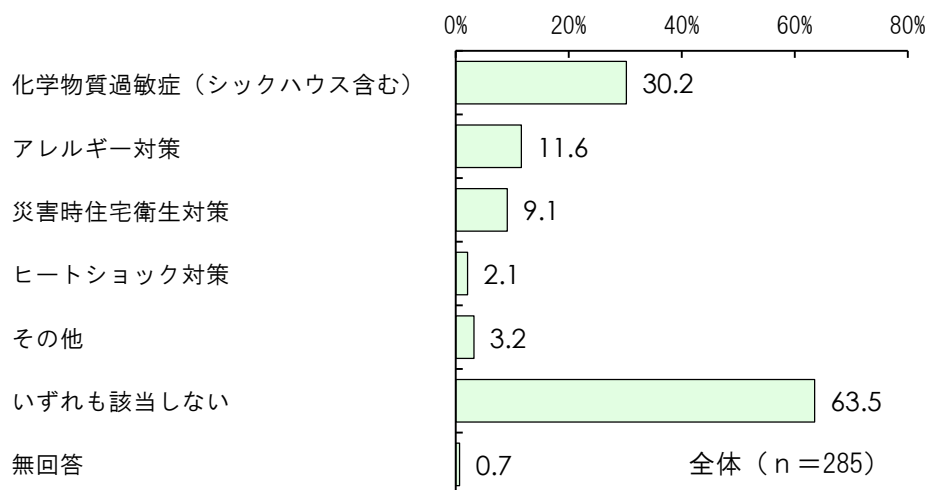


「新たな調理形態についての衛生管理の規範」が69.8%と最も多く、次いで「新たな調理形態についての最新情報」が67.4%、「新たな調理形態について、情報交換や対応に関する協議の場」が52.6%などとなっています。

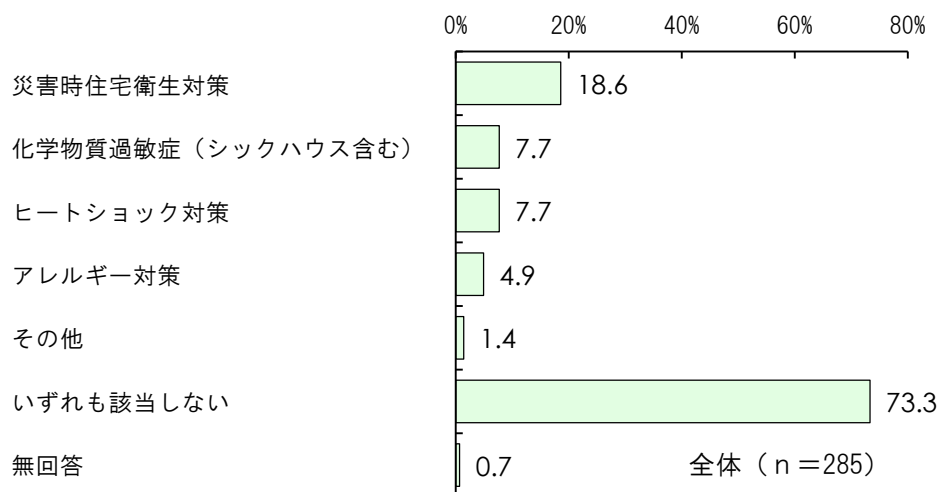
生活衛生対策について

Q 3 住宅環境衛生について現在取り組んでいる又は今後取り組みたいものは何ですか。
(複数回答可)

①住宅環境衛生について現在取り組んでいるもの



②住宅環境衛生について今後取り組みたいもの

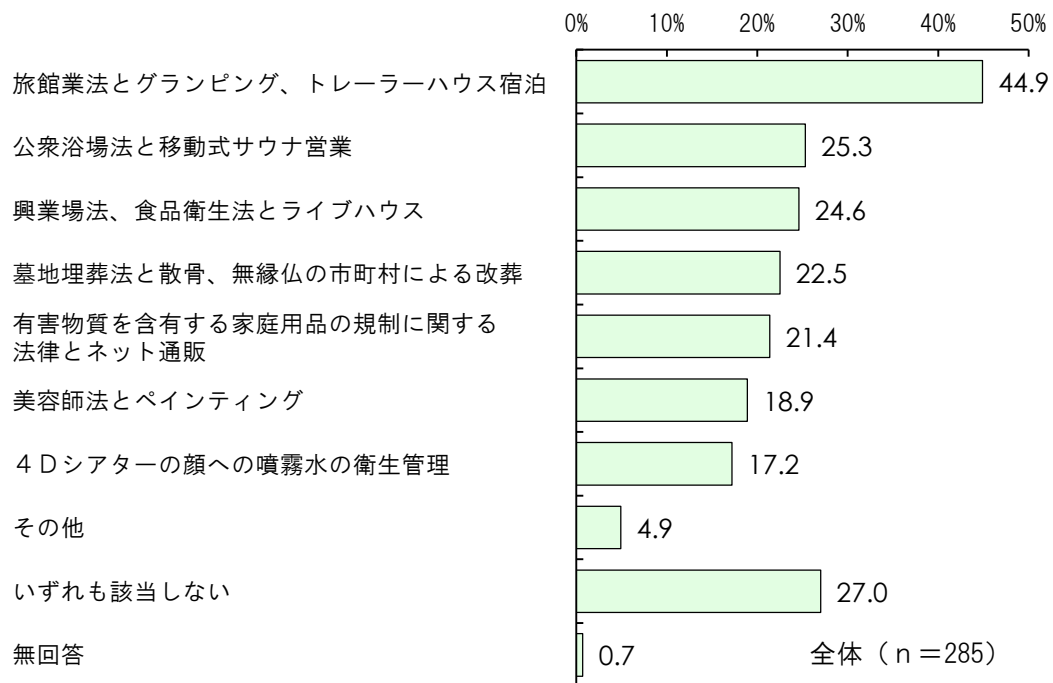


①住宅環境衛生について現在取り組んでいるものは、「いずれも該当しない」が63.5%と最も多く、次いで「化学物質過敏症 (シックハウス含む)」が30.2%、「アレルギー対策」が11.6%などとなっています。

②住宅環境衛生について今後取り組みたいものは、「いずれも該当しない」が73.3%と最も多く、次いで「災害時住宅衛生対策」が18.6%、「化学物質過敏症 (シックハウス含む)」、「ヒートショック対策」がそれぞれ7.7%などとなっています。

Q 4 新たな業態への衛生監視の対応についての課題と考えていることは何ですか。

(複数回答可)

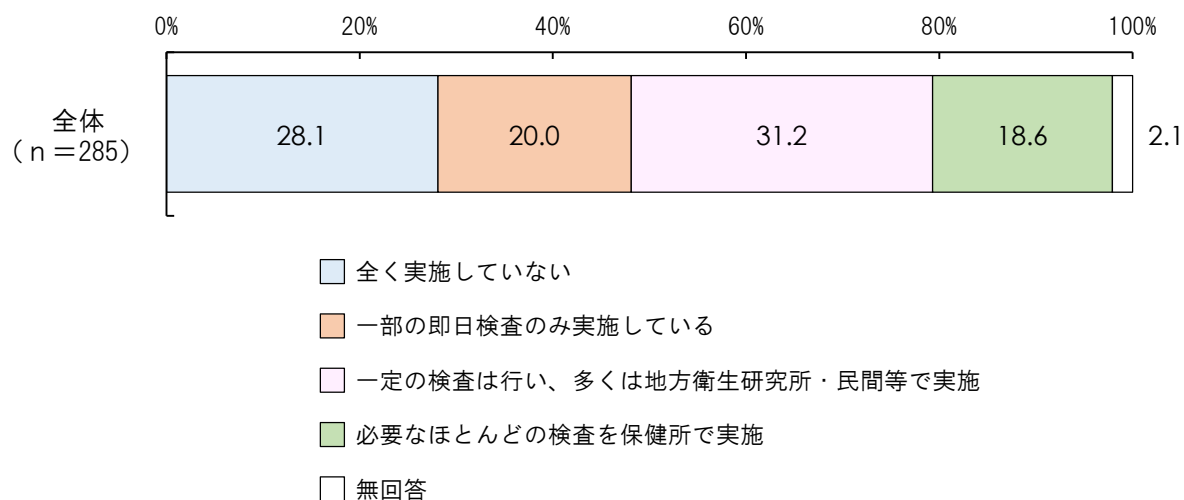


「旅館業法とグランピング、トレーラーハウス宿泊」が44.9%と最も多く、次いで「いずれも該当しない」が27.0%、「公衆浴場法と移動式サウナ営業」が25.3%などとなっています。

試験・検査について

Q 5 試験・検査について体制や課題を教えてください。

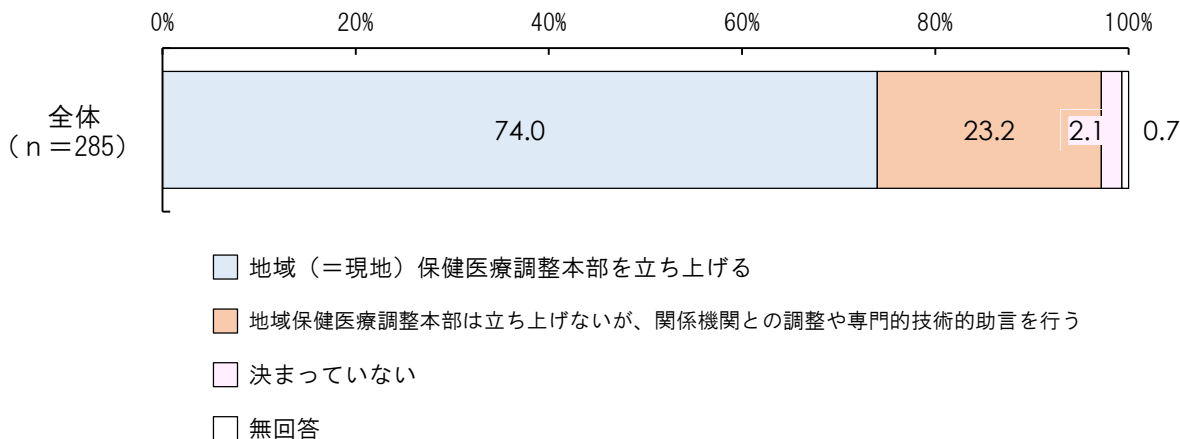
①貴保健所の検査体制について



「一定の検査は行い、多くは地方衛生研究所・民間等で実施」が31.2%と最も多く、次いで「全く実施していない」が28.1%、「一部の即日検査のみ実施している」が20.0%などとなっています。

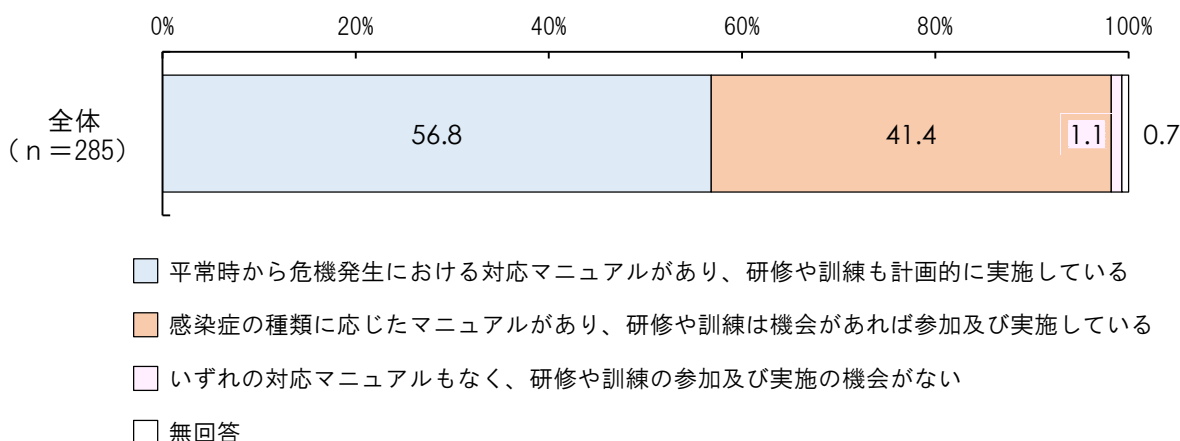
C 健康危機管理関係

Q 1 災害時の体制整備（保健医療支援・受援体制等）に際して、貴保健所は災害発生時にどのように対応することになっていますか。



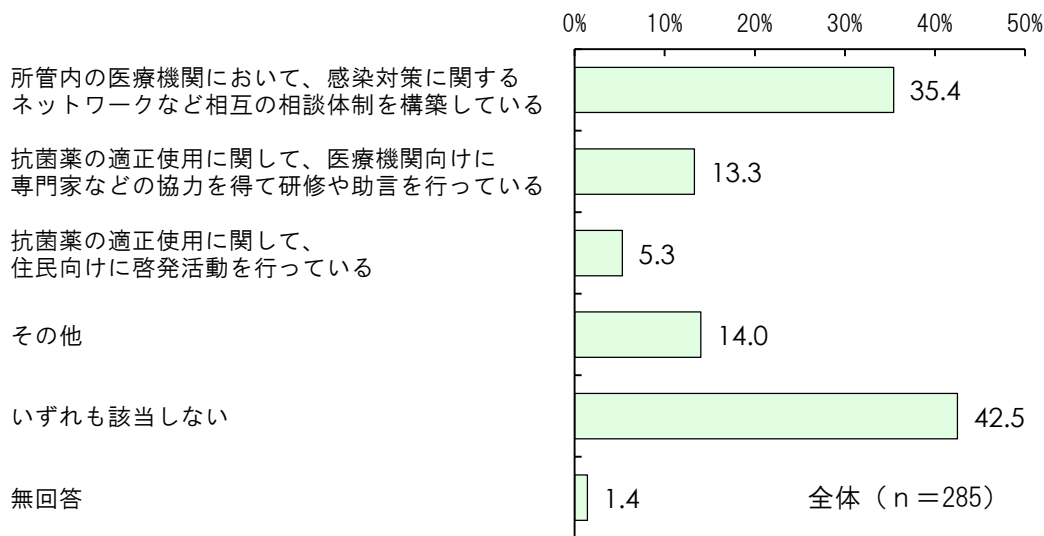
「地域（＝現地）保健医療調整本部を立ち上げる」が74.0%と最も多く、次いで「地域保健医療調整本部は立ち上げないが、関係機関との調整や専門的技術的助言を行う」が23.2%、「決まっていない」が2.1%となっています。

Q 2 感染症対策に関して、平常時の法令に基づく対応と危機発生時（集団発生や新興感染症発生等）の積極的疫学調査等において、対応マニュアル*の整備や職員の専門性を確保する機会がありますか。*マニュアルは貴保健所独自のものでなくても、都道府県共通でも構いません。



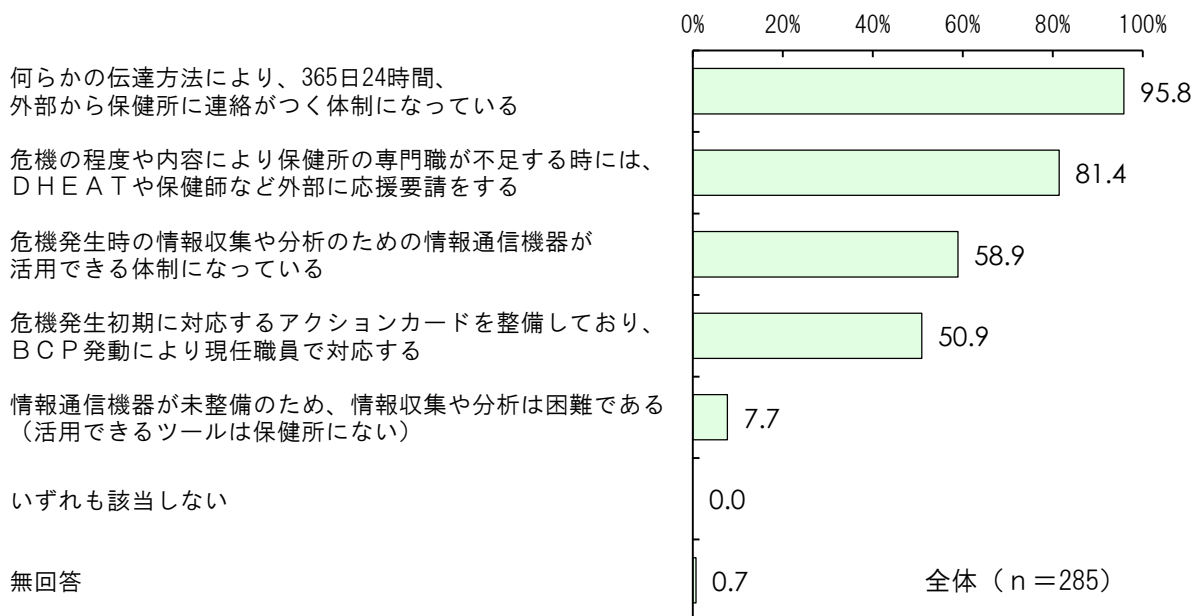
「平常時から危機発生における対応マニュアルがあり、研修や訓練も計画的に実施している」が56.8%と最も多く、次いで「感染症の種類に応じたマニュアルがあり、研修や訓練は機会があれば参加及び実施している」が41.4%、「いずれの対応マニュアルもなく、研修や訓練の参加及び実施の機会がない」が1.1%となっています。

Q 3 AMR対策について、行っていることを教えてください。（複数回答可）



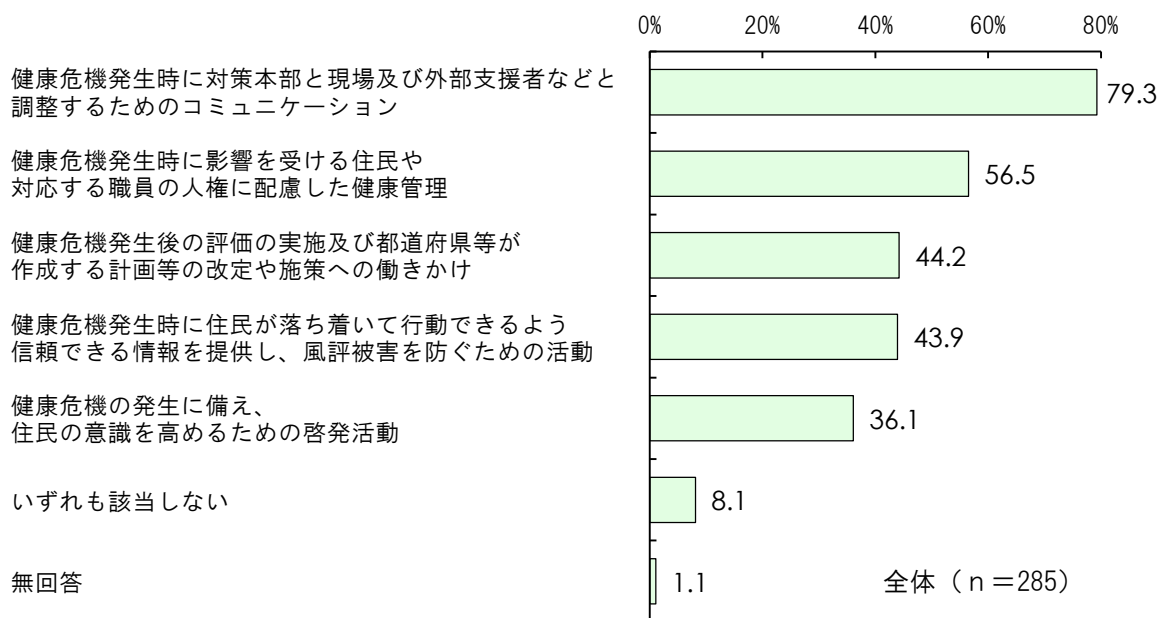
「いずれも該当しない」が42.5%と最も多く、次いで「所管内の医療機関において、感染対策に関するネットワークなど相互の相談体制を構築している」が35.4%、「その他」が14.0%などとなっています。

Q 4 健康危機管理体制のための人員及び情報通信の確保について現状はいかがですか。（複数回答可）



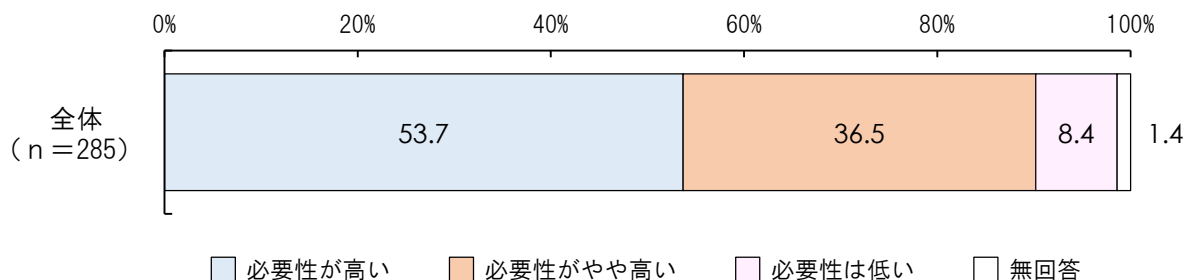
「何らかの伝達方法により、365日24時間、外部から保健所に連絡がつく体制になっている」が95.8%と最も多く、次いで「危機の程度や内容により保健所の専門職が不足する時には、D H E A Tや保健師など外部に応援要請をする」が81.4%、「危機発生時の情報収集や分析のための情報通信機器が活用できる体制になっている」が58.9%などとなっています。

**Q 5 危機発生時のリスクコミュニケーション・リスク管理（参考：IHR国際保健規則）
 に関して、貴保健所が対応する事項を教えてください。（複数回答可）**



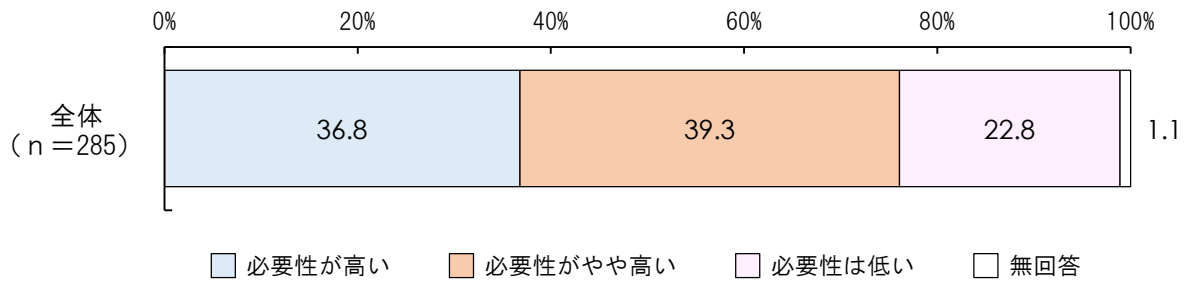
「健康危機発生時に対策本部と現場及び外部支援者などと調整するためのコミュニケーション」が79.3%と最も多く、次いで「健康危機発生時に影響を受ける住民や対応する職員の人権に配慮した健康管理」が56.5%、「健康危機発生後の評価の実施及び都道府県等が作成する計画等の改定や施策への働きかけ」が44.2%などとなっています。

Q 6 健康危機時の保健所の人員の確保のために、平時は地域包括ケアや市町村支援（都道府県型保健所の場合）等を担当し、危機時に健康危機管理に従事する職員を増員する必要性について



「必要性が高い」が53.7%と最も多く、次いで「必要性がやや高い」が36.5%、「必要性は低い」が8.4%となっています。

Q 7 健康危機時に対応ができる人材の確保や、連携関係を強化するために、都道府県保健所と、市町村や大学等との人事交流や兼務を推進する必要性について

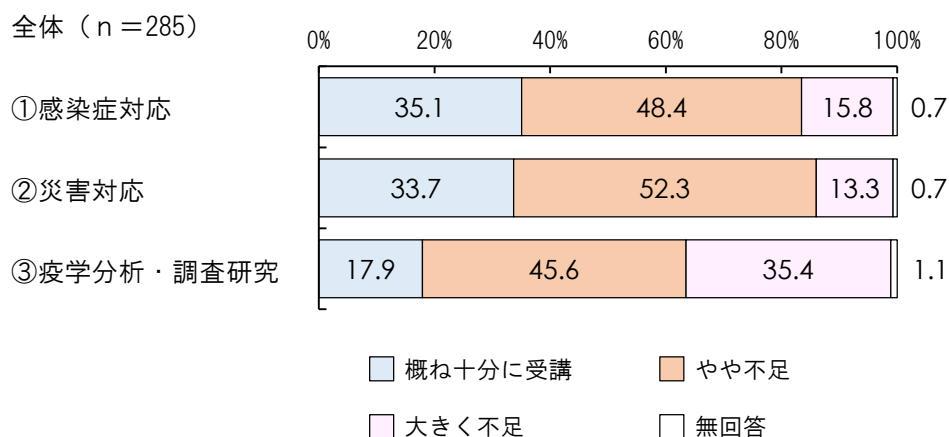


「必要性がやや高い」が 39.3%と最も多く、次いで「必要性が高い」が 36.8%、「必要性は低い」が 22.8%となっています。

D 総合的な事項

人員・予算の状況による研修受講可否について

Q 1 新型コロナウイルス感染症流行の前の時点で、人員のやりくりや、予算などの状況で、保健所職員は次の内容についての必要な研修を受講することができていましたか。

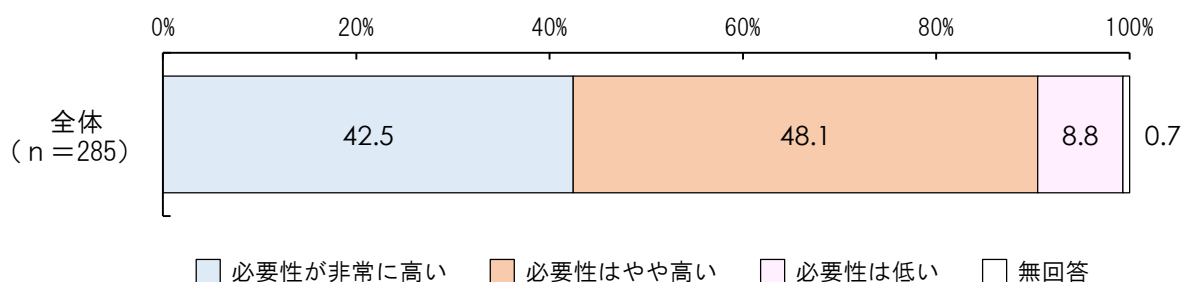


①感染症対応、②災害対応は類似した傾向にあり、「やや不足」が半数前後で最も多く、次いで「概ね十分に受講」が3割以上、「大きく不足」が1割以上となっています。一方で、③疫学分析・調査研究は「やや不足」が45.6%と最も多く、次いで「大きく不足」が35.4%、「概ね十分に受講」が17.9%となっています。

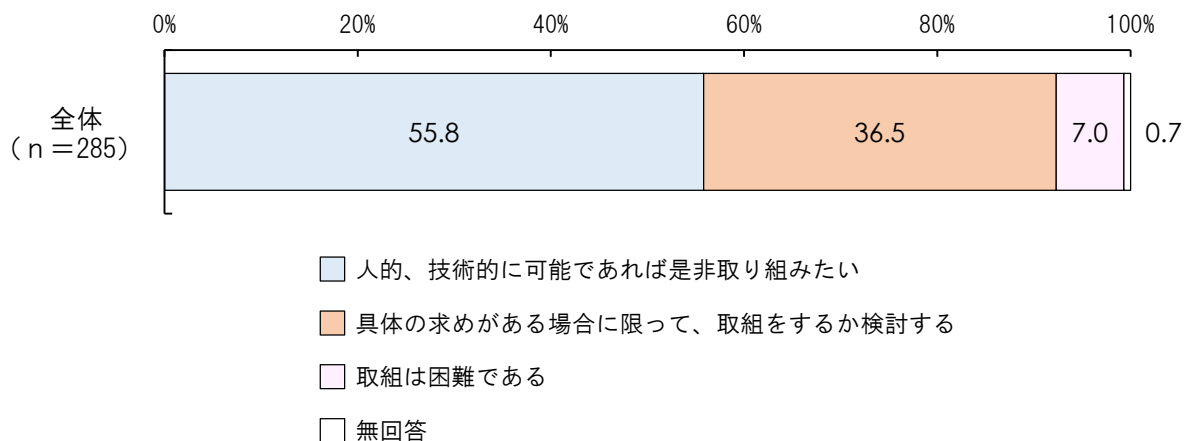
情報通信技術の活用について

Q 2 人口動態統計や国保データベースシステム（KDB）などを用いて、管轄地域（市、特別区の場合はその市、特別区）における統計情報、事例の分析を含んだ地域診断、優先課題の把握を行い、管内市町村（市、特別区の場合は庁内関係部署）及び関係者に提供することについて

①必要性について



②取組について

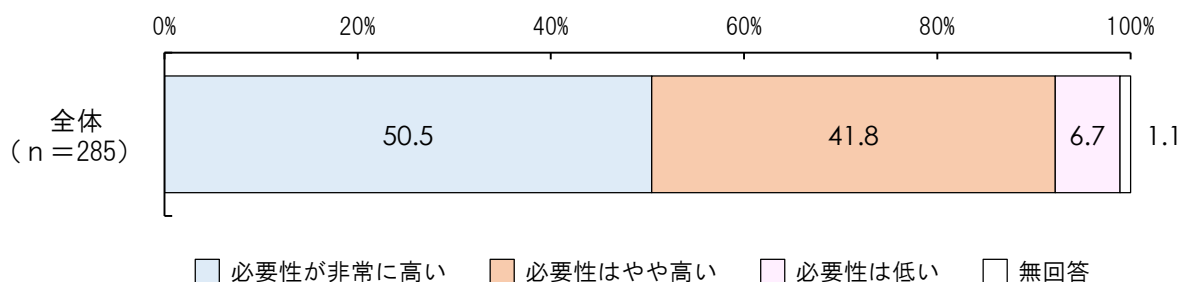


①必要性については、「必要性はやや高い」が48.1%と最も多く、次いで「必要性が非常に高い」が42.5%、「必要性は低い」が8.8%となっています。

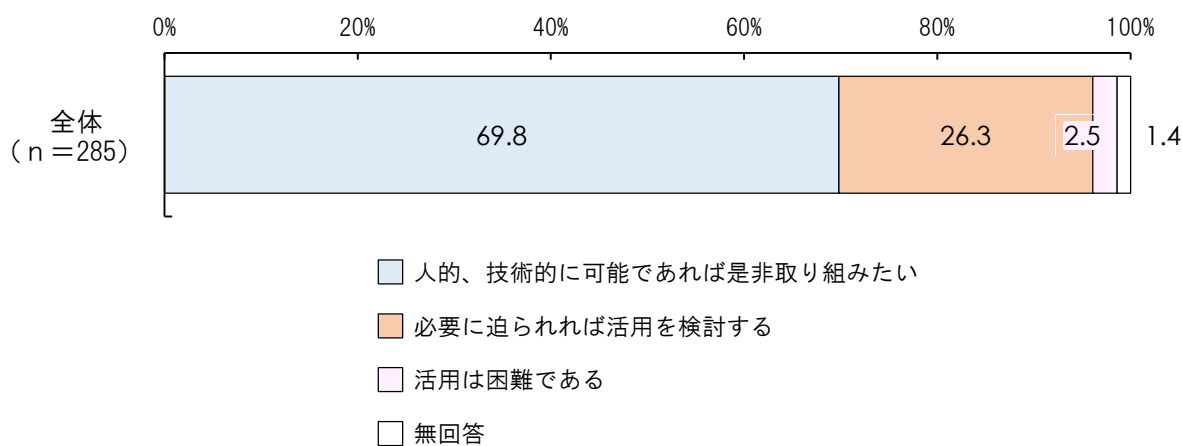
②取組については、「人的、技術的に可能であれば是非取り組みたい」が55.8%と最も多く、次いで「具体の求めがある場合に限って、取組をするか検討する」が36.5%、「取組は困難である」が7.0%となっています。

Q 3 保健所に、ICTを用いた全国一律の情報収集、分析及び共有等ができるハード（P C、通信回線等）及びソフト（統計、データベース、W e b会議等）を整備することについて

①必要性について



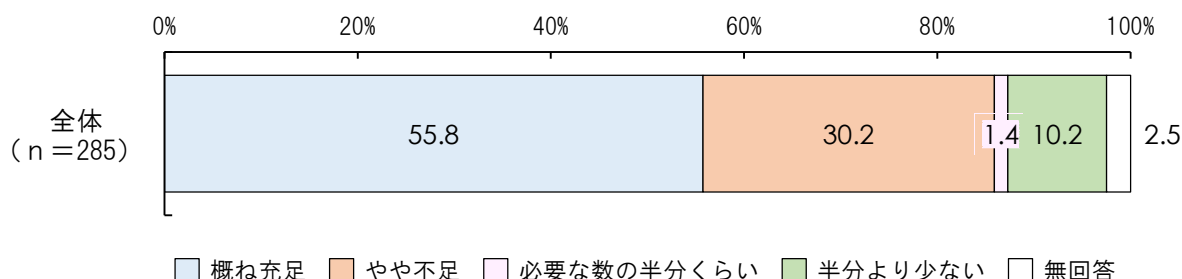
②整備されれば活用するか



①必要性については、「必要性が非常に高い」が50.5%と最も多く、次いで「必要性はやや高い」が41.8%、「必要性は低い」が6.7%となっています。

②整備されれば活用するかは、「人的、技術的に可能であれば是非取り組みたい」が69.8%と最も多く、次いで「必要に迫られれば活用を検討する」が26.3%、「活用は困難である」が2.5%となっています。

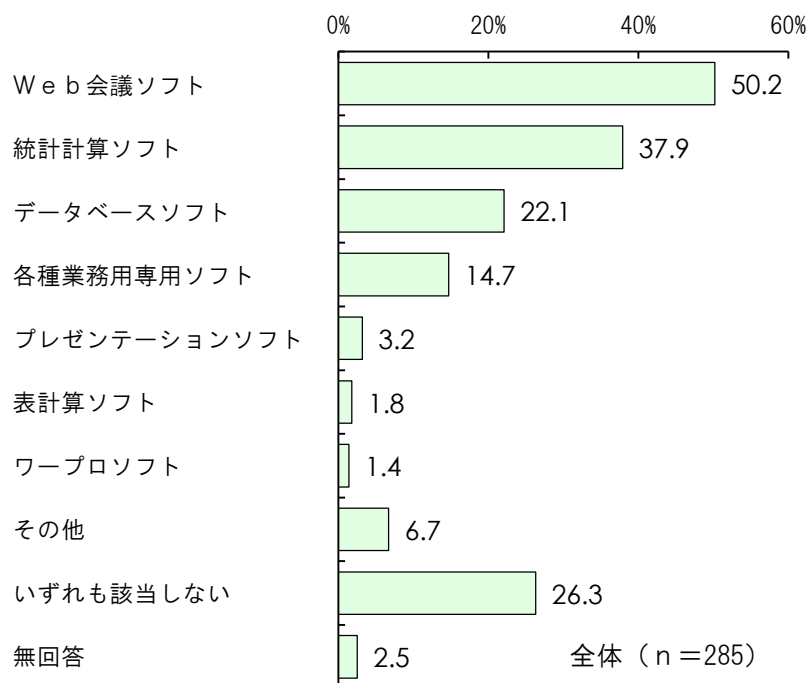
Q 4 保健所では所外と通信する機能をもったパソコン等の情報機器について、業務の遂行に必要な台数が概ね充足されていますか。



「概ね充足」が55.8%と最も多く、次いで「やや不足」が30.2%、「半分より少ない」が10.2%などとなっています。

Q 5 情報機器に入れられているソフトウェアで不足しているものはありますか。

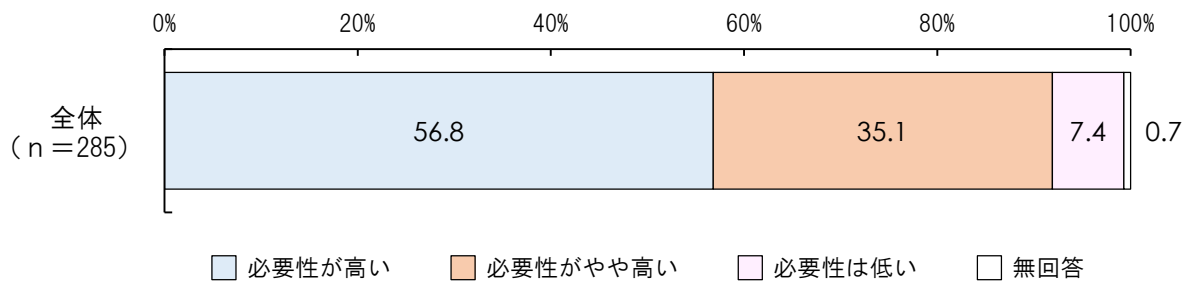
(複数回答可)



「Web会議ソフト」が50.2%と最も多く、次いで「統計計算ソフト」が37.9%、「いずれも該当しない」が26.3%などとなっています。

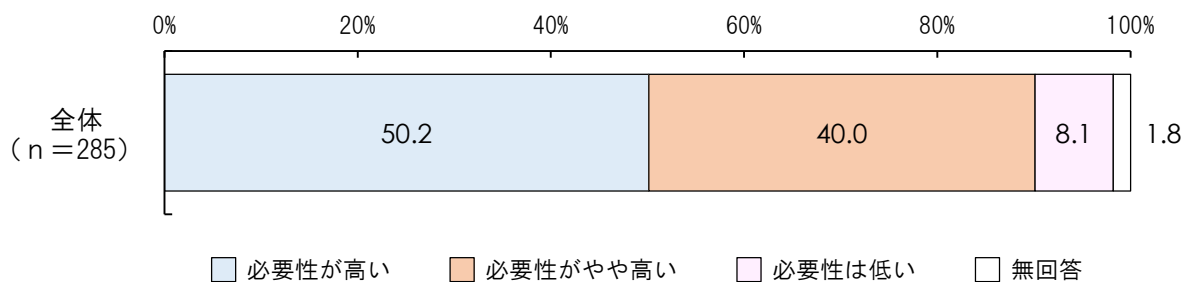
強化すべき事業や機能

Q 6 健康づくりの推進のために、中小企業を含めた地域職域の連携を推進することの必要性について(例えば、健康経営の推進、治療と仕事の両立支援、協会けんぽとの連携、その他の取組)



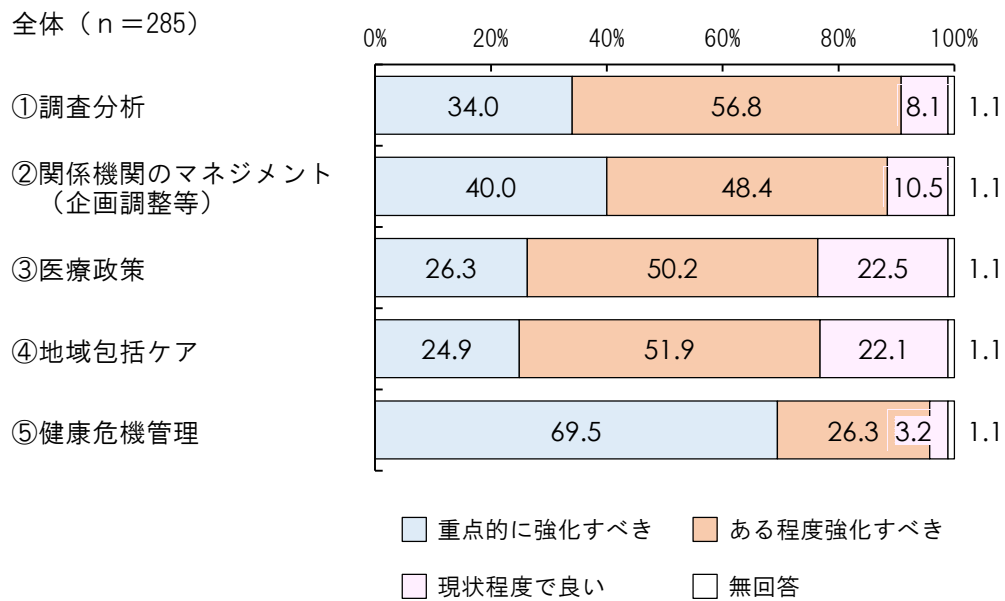
「必要性が高い」が56.8%と最も多く、次いで「必要性がやや高い」が35.1%、「必要性は低い」が7.4%となっています。

Q 7 母子保健事業や健康増進事業について、効果的にPDCAを回せるように市町村(都道府県型保健所の場合)や担当部署を支援することの必要性について



「必要性が高い」が50.2%と最も多く、次いで「必要性がやや高い」が40.0%、「必要性は低い」が8.1%となっています。

Q 8 保健所において今後重点的に強化すべき機能について



「重点的に強化すべき」が最も多いのは、⑤健康危機管理の69.5%で、②関係機関のマネジメント（企画調整等）が40.0%、①調査分析が34.0%と続いています。一方で、「現状程度で良い」が最も多いのは、③医療政策の22.5%で、④地域包括ケアが22.1%、②関係機関のマネジメント（企画調整等）が10.5%と続いています。

全国保健所調査票

《回答にあたっての注意事項》

- ・クリーム色のセルに回答を入力したり、選択肢番号を選んだりして回答してください。
- ・本調査は、入力式・選択式の問があります。
- ・入力式の問は、クリーム色のセルに直接文字を入力してください。
- ・選択式の問は、単数回答の問と複数回答可の問があります。
単数回答の問は、クリーム色のセルにプルダウンから1つの選択肢番号を選択する方式です。
複数回答可の問は、該当する選択肢の右隣のクリーム色のセルにプルダウンから「○」等を選択する方式です。
複数回答可なので、該当するものいくつでも「○」を選択していただいて構いません。
- ・その他を選択した等、具体的な内容の入力を求められる場合には、右のセル内に直接文字をご入力ください。
文字を入力したことで、この調査票の体裁が崩れてしまっても構いません。

【貴保健所の概要】

Q 1 保健所名

Q 2 所在地（都道府県）

Q 3 所管市町村数（市区型保健所は1と記入下さい）

Q 4 設置主体

1. 都道府県 2. 政令指定都市
3. 中核市、保健所政令市 4. 特別区

Q 5 管内人口

1. 10万人未満
2. 10万人以上20万人未満
3. 20万人以上30万人未満
4. 30万人以上50万人未満
5. 50万人以上100万人未満
6. 100万人以上

【県型保健所への質問】

Q 6 保健所の行政組織上の位置づけについてお答えください。

1. 単独設置
2. 総合事務所方式（例：保健と福祉、又は環境等との統合組織）
3. 地方振興局の内部組織または出先機関
4. その他

⇒その他

【保健所設置市・特別区への質問：保健所の位置づけ】

Q 7 保健所の位置づけについてお答えください。

①保健所の行政組織上の位置づけ

1. 単独の部局 2. 保健部局内の一部
3. その他

⇒その他

②保健所長は議会の本会議に理事者として出席しますか。（*危機管理時等必要時のみの出席は除く）

1. 出席する 2. 出席しない

③保健所長は、所属長として職員の人事評価者となっていますか。
（**いいえの場合の評価者を記載してください**）

1. はい 2. いいえ

⇒評価者

A 保健活動関係

Q1 次の業務を貴保健所で実施していますか。法に基づく対応のうち**限定した業務**をお伺いします。
実施していない場合は担当部署を（ ）に具体的に記載してください。
 (例：都道府県担当課、市担当課、精神保健福祉センター、動物愛護センター、圏域内他保健所等)

①精神保健福祉法に基づく精神保健指定医の診察の決定

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

②感染症法に基づく入院の勧告

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

③難病法に基づく公費医療申請の受理

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

④難病患者への定期的な家庭訪問

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑤医療法に基づく公的病院以外の病院への立入検査

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑥食品衛生法に基づく営業停止

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑦健康増進法に基づく喫煙可能室（店）の届出の受理

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑧民泊法の住宅宿泊事業の届出の受理

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑨狂犬病予防法関連の犬の収容

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑩公衆浴場法関連のレジオネラ等異常値報告の受理

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑪浄化槽法第7条関連の設置後等の水質検査結果報告の受理

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑫廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可申請の受理

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑬医薬品医療機器等法に基づく店舗販売業の許可申請の受理

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑭地域医療構想調整会議の事務局機能

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

⑮管内のひきこもり対応の活動への参画

1. 実施している 2. 実施していない

⇒担当部署

Q 2 ソーシャルキャピタルに関して、貴保健所は次のことをしていますか。（複数回答可）

1. 所管市町村（保健所設置市は貴市の）の首長や関係者に対して、住民組織活動の重要性についての説明
2. 住民組織の育成・支援を担当する職員等を対象とした研修会の開催
3. 住民組織の育成・支援を担当する職員等への技術的な助言や具体的支援（OJT）
4. 地域の健康課題や住民組織の運営等について住民組織の構成員に対する学習機会の提供
5. 住民組織や市町村（保健所設置市は貴市の）の担当職員とともに、共同事業の企画や開催
6. 住民組織活動の評価についての助言や支援
7. その他
8. いずれも該当しない

⇒その他

Q 3 貴保健所では健康格差の縮小を意図した活動を実施していますか。

1. はい 2. いいえ 3. 方法がわからない

Q 4 貴保健所ではナッジ理論の活用による個人の行動変容促進に向けた取り組みをしていますか。

1. はい 2. いいえ 3. 方法がわからない

Q 5 貴保健所は他機関（関係機関や、所管市町村（都道府県型保健所の場合）等）に対して地域の保健医療福祉関連事業に関するコンサルティング機能（調整や助言）を発揮していますか。

1. はい 2. いいえ 3. 方法がわからない

【人材確保について】

Q 6 貴自治体において行政職員が定常的に定数確保できない地域保健関係の専門職種はありますか。（複数回答可）

1. 医師（公衆衛生行政医師）
2. 保健師
3. 薬剤師
4. 獣医師
5. 管理栄養士
6. 精神保健福祉士
7. その他
8. いずれも該当しない

⇒その他

B 食品衛生・環境衛生関係

【食品安全対策について】

Q1 広域食中毒への対応について必要と思われることは何ですか。 (複数回答可)

1. 食材流通のトレースシステム
2. 保健所、本庁の情報共有システム
3. 保健所、地方衛生研究所の情報共有システム
4. 広域連携協議会など他自治体との情報共有システム
5. その他
6. いずれも該当しない

⇒その他

--

Q2 新たな調理形態（クックチルドなど）への対応について必要と思われることは何ですか。 (複数回答可)

1. 新たな調理形態についての衛生管理の規範
2. 新たな調理形態についての最新情報
3. 新たな調理形態について、
情報交換や対応に関する協議の場
4. その他
5. いずれも該当しない

⇒その他

--

【生活衛生対策について】

Q3 住宅環境衛生について現在取り組んでいる (◎) 又は今後取り組みたい (○) ものは何ですか。 (複数回答可)

この問の選択肢は、◎ (取り組んでいる)、○ (取り組みたい)、無回答 (取り組んでおらず、取り組みたい事項にも該当しない) になります。「1. 化学物質過敏症」～「5. その他」まで複数項目に回答していただけますが、1項目につき、◎か○か無回答のいずれか1つの回答となります。現在も取り組んでいるし、今後も取り組みを続けたいは、◎ (取り組んでいる) とご回答ください。

1. 化学物質過敏症 (シックハウス含む)
2. アレルギー対策
3. ヒートショック対策
4. 災害時住宅衛生対策
5. その他
6. いずれも該当しない

※上記の1.～5. のいずれも取り組んでいない・取り組みたい事項にも該当しない場合のみ、選択してください。

○

⇒その他

--

Q4 新たな業態への衛生監視の対応についての課題と考えていることは何ですか。 (複数回答可)

1. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律とネット通販
2. 旅館業法とグランピング、トレーラーハウス宿泊
3. 公衆浴場法と移動式サウナ営業
4. 興業場法、食品衛生法とライブハウス
5. 美容師法とペインティング
6. 墓地埋葬法と散骨、無縁仏の市町村による改葬
7. 4Dシアターの顔への噴霧水の衛生管理
8. その他
9. いずれも該当しない

⇒その他

--

【試験・検査について】

Q5 試験・検査について体制や課題を教えてください。

①貴保健所の検査体制について

1. 全く実施していない
2. 一部の即日検査のみ実施している
3. 一定の検査は行い、
多くは地方衛生研究所・民間等で実施
4. 必要なほとんどの検査を保健所で実施

②試験・検査、また地方衛生研究所との連携等に関して課題や意見がありましたらお書きください。

C 健康危機管理関係

Q1 災害時の体制整備（保健医療支援・受援体制等）に際して、**貴保健所**は災害発生時にどのように対応することになっていますか。

1. 地域（＝現地）保健医療調整本部を立ち上げる
2. 地域保健医療調整本部は立ち上げないが、
関係機関との調整や専門的技術的助言を行う
3. 決まっていない

Q2 感染症対策に関して、平常時の法令に基づく対応と危機発生時（集団発生や新興感染症発生等）の積極的疫学調査等において、対応マニュアル*の整備や職員の専門性を確保する機会がありますか。
*マニュアルは貴保健所独自のものでなくても、都道府県共通でも構いません。

1. 平常時から危機発生における対応マニュアルがあり、
研修や訓練も計画的に実施している
2. 感染症の種類に応じたマニュアルがあり、
研修や訓練は機会があれば参加及び実施している
3. いずれの対応マニュアルもなく、
研修や訓練の参加及び実施の機会がない

Q3 AMR対策について、行っていることを教えてください。（複数回答可）

1. 貴保健所管内の医療機関において、感染対策に関する
ネットワークなど相互の相談体制を構築している
2. 抗菌薬の適正使用に関して、医療機関向けに
専門家などの協力を得て研修や助言を行っている
3. 抗菌薬の適正使用に関して、
住民向けに啓発活動を行っている
4. その他
5. いずれも該当しない

⇒その他

Q 4 健康危機管理体制のための人員及び情報通信の確保について現状はいかがですか。(複数回答可)

1. 何らかの伝達方法により、365日24時間、外部から保健所に連絡がつく体制になっている
2. 危機発生初期に対応するアクションカードを整備しており、BCP発動により現任職員で対応する
3. 危機の程度や内容により保健所の専門職が不足する時には、D H E A T や保健師など外部に応援要請をする
4. 危機発生時の情報収集や分析のための情報通信機器が活用できる体制になっている
5. 情報通信機器が未整備のため、情報収集や分析は困難である(活用できるツールは保健所にない)
6. いずれも該当しない

Q 5 危機発生時のリスクコミュニケーション・リスク管理(参考: I H R 国際保健規則)に関して、貴保健所が対応する事項を教えてください。(複数回答可)

1. 健康危機の発生に備え、住民(学校や関係団体、地区組織等を含む)の意識を高めるための啓発活動
2. 健康危機発生時に住民が落ち着いて行動できるよう信頼できる情報を提供し、風評被害を防ぐための活動
3. 健康危機発生時に対策本部と現場及び外部支援者などと調整するためのコミュニケーション
4. 健康危機発生時に影響を受ける住民や対応する職員の人権に配慮した健康管理
5. 健康危機発生後の評価の実施及び都道府県等が作成する計画等の改定や施策への働きかけ
6. いずれも該当しない

参考: I H R 国際保健規則

- ・ 国立保健医療科学院公開シンポジウム2019資料
<https://www.niph.go.jp/topics/sympo2019/04.pdf>
- ・ I H R における合同外部評価 J E E (厚生労働省資料2018)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000509659.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000473741.pdf>

Q 6 健康危機時の保健所の人員の確保のために、平時は地域包括ケアや市町村支援(都道府県型保健所の場合)等を担当し、危機時に健康危機管理に従事する職員を増員する必要性について

1. 必要性が高い
2. 必要性がやや高い
3. 必要性は低い

--

Q 7 健康危機時に対応ができる人材の確保や、連携関係を強化するために、都道府県保健所と、市町村や大学等との人事交流や兼務を推進する必要性について

1. 必要性が高い
2. 必要性がやや高い
3. 必要性は低い

--

D 総合的な事項

【人員・予算の状況による研修受講可否について】

Q1 新型コロナウイルス感染症流行の前の時点で、人員のやりくりや、予算などの状況で、保健所職員は次の内容についての必要な研修を受講することができていましたか。

①感染症対応

1. 概ね十分に受講 2. やや不足 3. 大きく不足

②災害対応

1. 概ね十分に受講 2. やや不足 3. 大きく不足

③疫学分析・調査研究

1. 概ね十分に受講 2. やや不足 3. 大きく不足

【情報通信技術の活用について】

Q2 人口動態統計や国保データベースシステム（KDB）などを用いて、管轄地域（市、特別区の場合はその市、特別区）における統計情報、事例の分析を含んだ地域診断、優先課題の把握を行い、管内市町村（市、特別区の場合は庁内関係部署）及び関係者に提供することについて

①必要性について

1. 必要性が非常に高い 2. 必要性はやや高い
3. 必要性は低い

②取組について

1. 人的、技術的に可能であれば是非取り組みたい
2. 具体の求めがある場合に限って、
取組をするか検討する
3. 取組は困難である

Q3 保健所に、ICTを用いた全国一律の情報収集、分析及び共有等ができるハード（PC、通信回線等）及びソフト（統計、データベース、Web会議等）を整備することについて

①必要性について

1. 必要性が非常に高い 2. 必要性はやや高い
3. 必要性は低い

②整備されれば活用するか

1. 人的、技術的に可能であれば是非取り組みたい
2. 必要に迫られれば活用を検討する
3. 活用は困難である

Q4 保健所では所外と通信する機能をもったパソコン等の情報機器について、業務の遂行に必要な台数が概ね充足されていますか。

1. 概ね充足 2. やや不足
3. 必要な数の半分くらい 4. 半分より少ない

Q5 情報機器に入れられているソフトウェアで不足しているものはありますか。（複数回答可）

1. ワープロソフト
2. 表計算ソフト
3. プレゼンテーションソフト
4. データベースソフト
5. 統計計算ソフト
6. Web会議ソフト
7. 各種業務用専用ソフト
8. その他
9. いずれも該当しない

⇒その他

【強化すべき事業や機能】

Q6 健康づくりの推進のために、中小企業を含めた地域職域の連携を推進することの必要性について（例えば、健康経営の推進、治療と仕事の両立支援、協会けんぽとの連携、その他の取組）

1. 必要性が高い 2. 必要性がやや高い
3. 必要性は低い

Q7 母子保健事業や健康増進事業について、効果的にPDCAを回せるように市町村（都道府県型保健所の場合）や担当部署を支援することの必要性について

1. 必要性が高い 2. 必要性がやや高い
3. 必要性は低い

Q8 保健所において今後重点的に強化すべき機能について

①調査分析

1. 重点的に強化すべき 2. ある程度強化すべき
3. 現状程度で良い

②関係機関のマネジメント（企画調整等）

1. 重点的に強化すべき 2. ある程度強化すべき
3. 現状程度で良い

③医療政策

1. 重点的に強化すべき 2. ある程度強化すべき
3. 現状程度で良い

④地域包括ケア

1. 重点的に強化すべき 2. ある程度強化すべき
3. 現状程度で良い

⑤健康危機管理

1. 重点的に強化すべき 2. ある程度強化すべき
3. 現状程度で良い

あればご入力ください



⑥その他、特に強化すべき機能

Q9 調査分析やその他今後保健所が強化すべき機能等について、特徴的な取組や体制づくりなどを行っていましたら、概要をお書きください。

Q10 「地域保健法」、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、「地域健康危機管理ガイドライン」について、改訂すべき内容など、ご意見がありましたら自由にお書きください。

参考：

- ・ 地域保健法
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000101
- ・ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000079549.pdf>
- ・ 地域健康危機管理ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/guideline/index.html>